



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 ふるさと納税の改正について

はじめに

平成27年度税制改正において、ふるさと納税の限度額の拡充及び手続きの簡略化がされました。

ふるさと納税とは、平成20年に創設された制度で、自分の出身地や思い入れのある地方自治体に対して寄付をすることによって、寄付金のうち、2千円を超える部分については、限度額の範囲内で所得税・住民税から控除される制度です。

寄付者にとって実質的な負担額が最低2千円あるものの、地域に貢献できることに加え、特典としてその地域の特産品がもらえることから、近年利用が広がっています。

以下、ふるさと納税の具体的な改正内容を記載いたします。

1. 限度額の引き上げ

税制改正前のふるさと納税の控除限度額は以下のように算定されます。

- ①所得税：(寄付金額-2千円)×「所得税率」
- ②住民税(基本分)：(寄付金額-2千円)×10%
- ③住民税(特例分)：(寄付金額-2千円)×(100%-10%-所得税率)

- ※1 所得税率には復興特別所得税を含みます。
- ※2 ③の金額は住民税所得割の1割が限度です。

税制改正によって、平成27年1月1日以後に実施された寄付については、③の算式の限度額が従来の住民税所得割の1割から2割に引き上げられました。

例えば、年間給与500万円のサラリーマンの方(専業主婦の妻と、高校生の子供1人)の場合、従来の限度額(自己負担額が2千円となる寄付金額)の目安は約2万4千円ですが、改正後はこれが約4万6千円となります(総務省HPより)。

家族構成や収入によってふるさと納税の控除限度額は変動しますので、その他のケースの目安は総務省HP等をご覧ください。

2. 確定申告が不要に

改正前は、ふるさと納税にかかる寄付金の控除を受けるためには、寄付先の自治体が発行した受領証明書添付して、翌年の3月15日までに確定申告書を提出する必要がありました。

そのため、本来確定申告が不要な給与所得者の方々についても、ふるさと納税にかかる寄付金控除を受けるために確定申告をする必要がありました。

本来確定申告が不要な方にとっては手続きが煩雑となるため、ふるさと納税に興味はあったものの、実際に行う上でのハードルになっていたものと考えられます。

この点、平成27年の税制改正において、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設され、平成27年4月1日以後に寄付されたふるさと納税については確定申告が不要となります。

したがって、本来確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税にかかる寄付金控除を受けるために確定申告をする必要がなくなりました。

確定申告は不要となりますが、その代わりに寄付先の各地方自治体に対して確定申告を不要とするための申請書を提出する必要があります。

なお、平成27年4月1日～平成27年12月31日の間に寄付したふるさと納税を本特例の適用を受けて確定申告不要とした場合は、平成27年度の所得税からは控除されず、全額平成28年度の個人住民税から控除されることとなります。

ただし、平成27年1月1日～3月31日までにを行った寄付については、本特例の対象とはなりません。

5以上の地方自治体にふるさと納税を行った場合にも、本特例の適用を受けることができません。

さらに、本来確定申告が必要な方につきましても本特例の適用を受けることはできませんので、従来通り確定申告が必要となります。

おわりに

税制改正によって、ふるさと納税の手続きが簡素化され、確定申告が必須ではなくなり、非常に使い勝手がよくなりました。

また、控除限度額が引き上げられたことによって、従来に比べ多額の寄付がしやすくなりました。

ふるさと納税は通常の納税と違い、自治体によっては用途を選択できるといったメリットがある場合もあります。

これまでふるさと納税を行ったことがない方は、これを機会に検討されてはいかがでしょうか。

(担当:長澤)

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/> ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止